新規創業者向け

◇市内で今後、新たに創業される方を支援します！

小郡市創業者支援事業補助金　【令和７年度第３回公募要領】

新たな事業の創出を促進し、経済活性化につなげるため、市内で新たに創業する方に対し、創業に係る初期経費及び事業を営むための貸室に係る家賃の一部を予算の範囲内で補助する事業を募集します。令和７年度は、３回募集を行います。

【第１回公募期間：令和７年４月１日（火）～４月３０日（水)】**※終了**
【第２回公募期間：令和７年７月１日（火）～７月３１日（木)】**※終了**
【第３回公募期間：令和７年１０月１日（水）～１０月３１日（金)】

創業をお考えの方は、応募の条件等がありますので、商工観光課または商工会にご相談ください。

◆補助金の額

区分	補助率	補助金上限額
ⅰ創業費	補助対象経費の１／２以内	３０万円
ⅱ家　賃		月額　２万円

【令和４年度拡充！】　用途地域における商業地域（市内では小郡駅周辺）にある１年以上の空きテナントで創業する場合**上限額　月額 ３万円**

◆補助対象者　事業を営んでいない方で以下の全てを満たすことが必要です。

①次のいずれかに該当する新規創業前の方
　ア．市内に本店を置く会社を設立することを予定している方
　イ．個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人であって、市内に住所を有する方（予定を含む）
②創業事業計画について、小郡市商工会の経営指導員から確認を受けた方
③小郡市商工会等が実施する特定創業支援等事業を修了した証明を過去３か年度以内に受けた方、または実績報告日までに特定創業支援等事業を受講し、証明を受ける予定である方
④福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種であること
⑤市税及び国民健康保険税の滞納がない方
⑥事業に必要な許認可を実績報告日までに受けることが確実である方
⑦本業として３年以上継続して小郡市内で事業を行う方
⑧同一事業について、国、県又は他の補助金の交付を受けていない方

◆補助対象事業

新規創業のために、市内で新たな事業所の開設又は賃借を行う事業

◆補助対象外となる事業

①個人事業者から法人化するもの
②法人役員が個人事業主として開業する場合及び新たに法人を設立する場合
③他の者が行っていた事業を継承して行う事業
④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定により許可又は届出を要する事業
⑤フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

◆補助事業の流れ

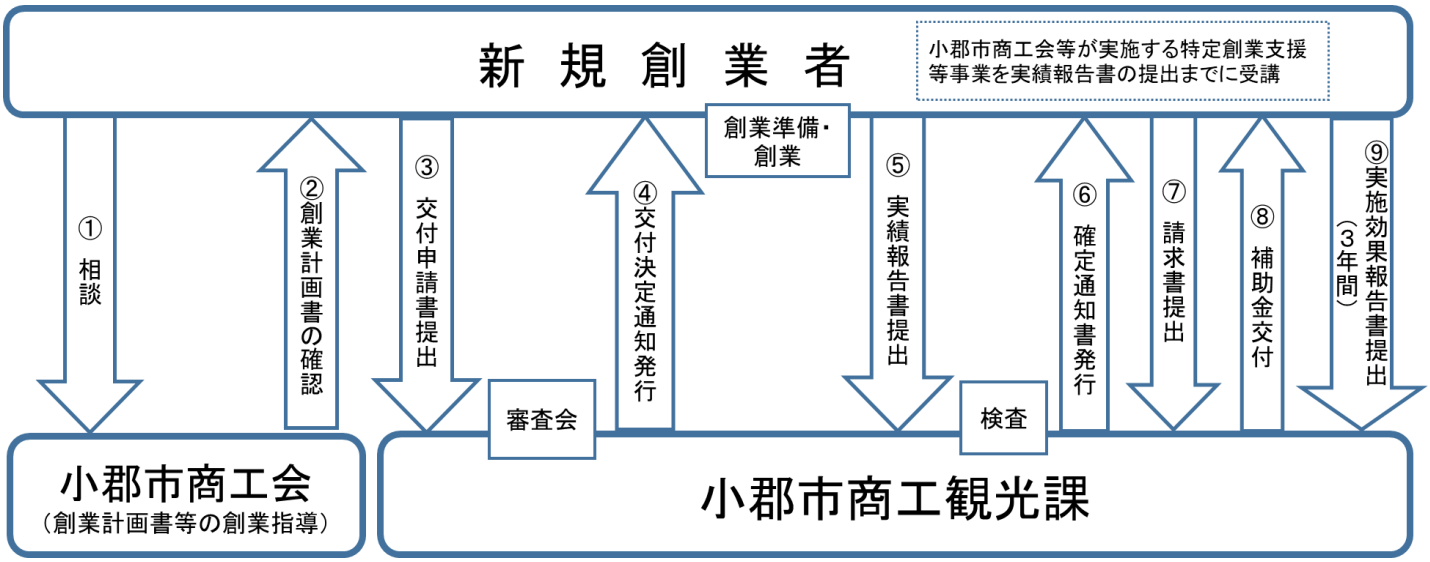

◆補助対象経費

区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間
創業費	開業又は法人設立に伴う司法書士又は行政書士に支払う申請資料作成に係る経費	補助対象経費の２分の１以内	交付決定日から当該年度の３月末日までに生じた経費
	事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費		
	設備（新規創業のために直接必要とする機械装置、工具、器具、備品、キッチンカー等）に係る購入費又は申請年度の３月３１日までに係るリース料若しくはレンタル料		
	広告宣伝費及びマーケティング調査費		
家賃	新規創業のために契約した事業所の借上げに要する月額賃料（対象者本人又はその３親等以内の親族が所有する不動産等に係る家賃及び住居部分の借入費並びに対象物件の借入れに伴う敷金、礼金、保証金、仲介手数料、火災保険料及び地震保険料を除く。）		交付決定日（２回目の申請にあっては１回目の交付決定日）の属する月の翌月から通算して１２月以内

※注意事項

・補助金の交付決定を受ける前に物品等を購入したり、工事等に着手したりした場合、その経費については補助金を受けることができません。

・事業を営むうえで、直接必要と認められないものは、補助対象経費から除外します。

・補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額、振込手数料は除きます。

◆応募書類の提出について

　公募期間中に小郡市創業者支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に①～④の書類を添えて、補助対象事業に着手する前に小郡市商工観光課に提出してください。

①創業事業計画書

②市税等の滞納のない証明書

③補助対象経費の内訳を説明する資料（根拠となる見積書等の写し）

④特定創業支援等事業の証明書の写し　※申請時に特定創業支援等事業を修了している場合のみ添付

①～④の書類の他、場合よっては書類の追加提出をお願いすることがあります。

◆第３回公募期間

令和７年１０月１日(水）～１０月３１日（金）１７：００【必着】

※公募期間終了後、１１月中旬に審査会を実施し、補助者を決定します。（１１月下旬通知）

◆事業実施期間（補助対象期間）

交付決定の日から令和８年３月３１日（火）まで

※実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から３０日を経過する日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までとなります。

◆審査・選考

審査会において、本公募要領に記載された要件等を満たすもののうち、主に以下の観点から審査を行い、可否を決定します。審査結果の内容については、お答えできません。

〇地域経済の活性化や小郡市民への波及効果が期待できる事業であること。

〇地域での雇用の創出につながる事業であること。

〇市場性や地域的特性を反映した事業であること。

〇事業計画及び収支計画において、実現性と妥当性があり、かつ、補助事業の効果が現実的に期待できるものであること。

〇事業内容に関するノウハウ（スキルや経験）があること。

〇計上される経費については、補助事業実施に必要なもので、適正な価格であること。

〇将来的に成長が期待できる事業者であること。

〇補助事業完了までに、確実に創業できる見込みがあること。

◆事業継続支援及び実施効果報告

交付年度終了後から３年間、市及び小郡市商工会が事業継続支援を行うとともに、毎年、各年度における補助事業実施効果の状況を市に報告しなければなりません。

◆補助金の交付決定の取消し及び返還について

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

①申請書又は実績報告書の内容等に偽り等があるとき

②申請年度内に新規創業に至らなかったとき

③交付決定日から３年以内に廃業又は閉店したとき（市内で移転した場合を除く）

④交付決定日から３年以内に個人事業主が他の市区町村の住民基本台帳に記載されたとき
⑤交付決定日から３年以内に法人が登記簿抄本に記録されている本社、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を市外に移したとき

◆その他

〇補助金の請求は、補助事業が終了し、補助金額の確定通知を受けた後の請求となります。ただし、家賃を申請される方は、概算払を行うことができます。（一括又は分割して事前に補助金を受給することができます。）希望される方は、創業費の実績報告の際に概算払いの請求を行ってください。この場合、事前に受給した額が確定した額に満たないときは、過払い額を返還していただくことになります。
〇補助金は銀行口座への振込となり、振込先口座は、申請者と同一名義である必要があります。
〇交付決定通知の交付を受ける前に着手した事業にかかる経費は、補助対象外となります。

◆書類提出・問合せ先

小郡市役所 商工観光課 商工観光係（南別館１階）
〒838-0198 小郡市小郡255-1
電話：0942-73-9103　FAX ：0942-72-5050　メール：shoko@city.ogori.lg.jp